

詔ニ各路府州縣達魯花赤長官一。依ニ軍戸例一。兼管ニ站赤奧魯一。非レ奉ニ通政院明文一。不レ得ニ擅科ニ差役一。
と見え、經世大典にはこの次第を詳述して

七月二十一日通政院奏。隨路站赤雖レ令ニ達魯花赤總管府專一提調。而州府司縣官司又復椿ニ配站戸和雇・和買・
雜泛差役一。比ニ之民戸一。尤甚騷擾。莫レ若レ令下路府州縣達魯花赤長官。依ニ軍戸體例一。兼ニ管站赤奧魯一。非レ奉ニ通
政院明文一。不レ得ニ擅科ニ差役一。任滿。俱解申レ院。似レ望ニ管民官撫ニ安站戸一。奉ニ聖旨一。所レ言誠善。其行レ之。具
呈都省。欽依遍行訖。

と見えて居る。既に前項に見えたやうに、至元十一年十月以來は隨處の站赤は各路の總管府に直隸し、站戸の家屬
は州縣をして管領せしめたのであるから、こゝに謂ふ所とやゝ相合せぬところがあり、或は至元十一年以後、更に
かく革められたものかとも思はれるが、その證據は存しない。兎も角至元二十八年七月二十一日以後は、府州縣等
が親ら軍戸の管領を行つたと同様に路のみならず、府州縣の達魯花赤長官が通政院の明文を奉じて站戸の行政を掌
ることに定められたのである。站は直接州縣の管轄する諸地方に棋布して居り、従つて站戸に充てられたものも諸
方に散在した譯であるから、隨路の總管府が專一にこれを提調することゝ定めても、實際上管轄違ひの州縣の官吏
がその行政に手を出すことになるのは、自然の勢であり、而してこれに關與する以上、普通站戸としての負擔以上
に、更に諸種の負擔を課せられることも、また自然の勢であるから、站戸は一般民戸の負擔に比して權衡を得ぬ重
課を負はせられることゝなり、その結果騷擾甚しかつたに違ない。それで站戸の行政を一切これらの地方官に委ね
ると共に、これを通政院で取締つて、二重の負擔なからしめるやうにしようと思はれたが爲に外ならぬと思はれる。